（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第４条第１項に規定する床面積（⑦において同じ。）をいいます。

⑦～⑫　（略）

５．～８．　（略）

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

（略）

（※）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十五（第二十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第36条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三十六（第二十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第２項において準用する同法第35条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

（略）

（※）は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第２項において準用する同法第35条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

（注意）

１．～３．　（略）

４．第三面関係

①～⑤　（略）

⑥　【13. 非住宅部分の床面積】の欄において、「床面積」は、単に非住宅部分の床面積をいい、「開放部分を除いた部分の床面積」は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第８号）第４条第１項に規定する床面積（⑦において同じ。）をいいます。

⑦～⑫　（略）

５．～８．　（略）

様式第三十四（第二十五条第二項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画について、同法第35条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

（略）

（※）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十五（第二十七条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第36条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

様式第三十六（第二十八条関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第１項の規定により申請のあった建築物エネルギー消費性能向上計画の変更について、同条第２項において準用する同法第35条第１項の規定に基づき認定しましたので通知します。

（略）

（※）は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第２項において準用する同法第35条第４項において準用する建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条第３項の規定により所管行政庁が確認済証の交付を受けた場合に記入されます。

様式第三十七（第三十条第一項関係）（日本産業規格Ａ列４番）

（第一面）

（略）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第１項の規定により、建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）